

(4) 履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																	
吹田保健所	<p>契約の当事者が、契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期を 書面により明らかにしないときは、契約の目的たる給付の完了の確認又 は検査は、相手方が給付を終了し委託者とその旨の通知を受けた日から 10日以内に行う必要があるが、吹田保健所の結核精密検診に係る委託業 務について検査等が遅れていた（22件中10件）。</p> <table border="1" data-bbox="537 674 1492 1163"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>完了の通知日（請求書收受日）</th> <th>検査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>平成25年 6 月14日</td><td>同年 6 月26日</td></tr> <tr><td>B</td><td>7 月10日</td><td>7 月30日</td></tr> <tr><td>C</td><td>9 月13日</td><td>9 月30日</td></tr> <tr><td>D</td><td>9 月17日</td><td>9 月30日</td></tr> <tr><td>E</td><td>10月15日</td><td>10月31日</td></tr> <tr><td>F</td><td>10月17日</td><td>10月31日</td></tr> <tr><td>G</td><td>11月14日</td><td>11月29日</td></tr> <tr><td>H</td><td>12月11日</td><td>12月27日</td></tr> <tr><td>I</td><td>平成26年 1 月14日</td><td>同年 1 月31日</td></tr> <tr><td>J</td><td>1 月14日</td><td>1 月31日</td></tr> </tbody> </table>	事例	完了の通知日（請求書收受日）	検査日	A	平成25年 6 月14日	同年 6 月26日	B	7 月10日	7 月30日	C	9 月13日	9 月30日	D	9 月17日	9 月30日	E	10月15日	10月31日	F	10月17日	10月31日	G	11月14日	11月29日	H	12月11日	12月27日	I	平成26年 1 月14日	同年 1 月31日	J	1 月14日	1 月31日	<p>【是正を求めるもの】 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 5条の規定に違反している。 起案者のみならず、決裁関係者を含めて財 務会計事務のルール等について周知徹底を図 り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底 を図るため、所内幹部会議及び担当課の会議で 結核健診委託業務の検査の遅れについて報告 し、再発防止に努めるよう注意喚起した。 平成26年11月26日（監査受検日）以降におい ては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法 律第5条」に基づき、委託相手先から給付終了 の通知を受けた日から10日以内に検査を行っ ている。</p>
事例	完了の通知日（請求書收受日）	検査日																																		
A	平成25年 6 月14日	同年 6 月26日																																		
B	7 月10日	7 月30日																																		
C	9 月13日	9 月30日																																		
D	9 月17日	9 月30日																																		
E	10月15日	10月31日																																		
F	10月17日	10月31日																																		
G	11月14日	11月29日																																		
H	12月11日	12月27日																																		
I	平成26年 1 月14日	同年 1 月31日																																		
J	1 月14日	1 月31日																																		

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>守口保健所</p>	<p>庁舎清掃業務委託において、以下の不備事項があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書第10条及び仕様書3(2)に定める業務実施計画書の提出を受けず承諾手続を行っていないかった。 2 仕様書4(4)に定める業務の実施に当たって使用する資機材、衛生材料の届出を受けず承認を行っていないかった。 3 契約書第12条、第13条及び仕様書3(1)に定める事務責任者、業務責任者及び作業員の氏名等の届出、並びに仕様書3に定める業務体制の届出を受けていなかった。 <p>[庁舎清掃業務委託]</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約期間：平成24年5月1日～平成27年4月30日 (2) 契約金額：3,655,086円 	<p>【是正を求めるもの】 委託契約書に基づく業務実施計画書を承諾する手続等を欠いている。委託契約書に基づく手続を徹底するとともに、履行確認のルール等を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【庁舎清掃業務 契約書】 (業務実施計画書) 第10条 受注者は、共通仕様書及び業務別仕様書に基づき、この契約締結時に<u>業務実施計画書</u>を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。 (受注者の業務責任者) 第12条 受注者は、業務の指揮監督をするため、<u>業務責任者</u>を1名置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した時も、同様とする。 (作業員の届出) 第13条 受注者は、<u>作業員の氏名</u>を発注者に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。</p> <p>【庁舎清掃業務 業務委託共通仕様書】 3(1)業務責任者等の設置と業務体制の確立 受注者は、<u>事務責任者、業務責任者及び作業員</u>をもって<u>業務体制</u>を組織する。受注者は、その内容を本契約締結時に、発注者に届出(様式2、3及び4)なければならない。(中略) (2)業務計画書の作成(様式1) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行うに当たって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した<u>業務計画書</u>を作成し、発注者の施設管理担当者に提出しなければならない。(中略) 4(4)使用資機材及び衛生消耗品等の承認 ア 受注者は、業務の実施に当たって使用する資機材、衛生材料及び各種業務報告書等について、事前に発注者の施設管理担当者に届出書(様式8、9)を提出し、承認を得なければならない。(以下略)</p>	<p>指摘を受けた事項について、委託業者から書類の提出を受けた。 今後、担当者のみならず関係者・決裁者を含め、委託契約書等に基づいた事務処理を行っているか、より慎重に確認を行うことにより、再発防止に取り組む。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>和泉保健所</p>	<p>庁舎清掃業務委託の履行確認について、受注者から提出を受けた「清掃作業日報」又は「日常業務実施報告書」の各清掃場所のチェック欄にチェックがないにもかかわらず、課長等の確認印が押印されていた。</p> <p>[平成25年度庁舎清掃業務委託]</p> <p>(1) 契約期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約金額:2,653,998円</p> <p>(3) 年間で「清掃作業日報」にチェック漏れのあった清掃場所及びその回数 (主なもの) 2階階段…22回、会議室…7回、2階ロビー・廊下…5回など</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>提出された報告書や日報の記載漏れ等不備があるときは、速やかに受託者(清掃作業担当責任者)や実地に確認を行うなど、適正な履行確認及び検査をされたい。</p> <p>【知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務(大阪府和泉保健所清掃業務) 契約書】 (業務状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、清掃業務仕様書及び障がい者就労支援業務仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎若しくは業務の完了後遅滞なく、実施した業務内容を記録した書類を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。</p>	<p>平成25年度及び平成26年度の受検日以前の清掃作業日報について全て見直し、チェック漏れのあった清掃場所については、全て履行されていることを受託者に確認した。</p> <p>受検日以後の清掃作業日報については、毎日、確認印を押印する前に全てチェックがあることを確認している。</p> <p>また、平成27年度の清掃作業日報については、チェック漏れを発見しやすいよう様式を修正した。平成27年4月1日からは、これを使用している。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>泉佐野保健所</p>	<p>庁舎清掃業務委託の履行確認について、受注者から提出を受けた「清掃作業日報」又は「日常業務実施報告書」の各清掃場所のチェック欄にチェックがないにもかかわらず、課長等の確認印が押印されていた。</p> <p>[庁舎清掃業務委託]</p> <p>(1) 契約期間：平成23年10月1日～平成26年9月30日</p> <p>(2) 契約金額：9,261,479円（平成25年度）</p> <p>(3) 年間で「日常業務実施報告書」にチェック漏れのあった清掃場所及びその回数 （主なもの） 処置室…244回、更衣室…244回、 警備員室…96回など</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>提出された報告書や日報の記載漏れ等不備があるときは、速やかに受託者（清掃作業担当責任者）や実地に確認を行うなど、適正な履行確認及び検査をされたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【保健所庁舎清掃業務契約書】 （業務状況の報告）</p> <p>第22条 受注者は、共通仕様書及び業務別仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎に、実施した業務内容を記録した書類を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>【保健所庁舎清掃業務業務別仕様書（清掃業務）】 ＜大阪府泉佐野保健所庁舎清掃業務＞</p> <p>4 (2) 業務報告書の提出等</p> <p>ア 日常業務の報告</p> <p>業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、甲の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> </div>	<p>履行確認及び検査の適正を期するため、「日常業務実施報告書」の様式に備考欄を設定し、清掃等業務を毎日実施することとしている箇所以外の箇所について、清掃等業務の実施サイクルを明示するとともに、保健所業務の都合により清掃等業務が実施できなかった箇所は、理由を付してその旨を記載することとした。</p> <p>今後は、報告書の記載内容に不明な点があるときは、その都度、受託者からの聴き取りや実地確認することを徹底し、適正な履行確認及び検査の実施に努める。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>こころの健康総合センター</p>	<p>エレベーター整備保守点検業務ほか2件の業務委託（以下1から3）において、当該契約書第8条で定める点検整備業務計画書の提出を受けず承諾手続を行っていなかった。</p> <p>1 エレベーター設備保守点検業務委託 (1) 契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日 (2) 契約金額：1,007,424円</p> <p>2 中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務委託 (1) 契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日 (2) 契約金額：1,001,700円</p> <p>3 自家用電気工作物保安管理業務委託 (1) 契約期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日 (2) 契約金額：702,144円</p> <p>また、「1 エレベーター設備保守点検業務委託」においては、当該契約書第10条に定める管理技術者の氏名等及び同第11条に定める技術者の氏名の届出を受けておらず、「2 中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務委託」においては、当該契約書第10条に定める管理技術者の氏名等の届出を受けていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 委託契約書に基づく点検整備業務計画書を承諾する手続等を欠いている。 委託契約書に基づく手続を徹底するとともに、履行確認のルール等を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【エレベーター整備保守点検契約書】 【中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務契約書】 【自家用電気工作物保安管理業務】 (点検整備業務計画書) 第8条 受注者は、仕様書に基づき、この契約締結時に<u>点検整備業務計画書</u>を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【エレベーター整備保守点検契約書】 【中央監視盤・空調整備自動制御保守点検業務契約書】 (受注者の管理技術者) 第10条 受注者は、業務の指揮監督をするため、<u>管理技術者を置き、その氏名その他必要な事項を</u>、この契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した時も、同様とする。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【エレベーター整備保守点検契約書】 (技術者の届出) 第11条 受注者は、<u>技術者の氏名</u>を発注者に書面で届け出なければならない。技術者を変更したときも、同様とする。</p> </div>	<p>指摘を受けた事項について、委託業者から点検整備計画書等の提出を受けた。 今後は委託契約書に基づく手続の徹底を図る。</p>